

屋外広告物許可(継続)申請要領

1. 申請の流れ **裏面参照**

2. 提出書類 (正本・副本 計2部提出)

	添付書類	摘 要
継続許可申請	屋外広告物許可申請書(新規・継続)	市ホームページからダウンロードできます。必要事項を全て記入し、広告物に変更がある場合は、変更時の工事施行者を⑤に記入してください。
	現況カラー写真	対象となる広告物の表示内容及び設置状況がすべてわかるもの(近景及び遠景)で、現況を撮影したもの。写真には、広告物等の内訳兼手数料算定表の広告物番号を記入し、照合できるようにしてください。
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	屋外広告物安全点検報告書 ※様式、4種類あり。	広告物自体の高さが4mを超えるものについて必要点検者資格等の変更について、別紙「屋外広告物の許可手続き変更について」をご確認ください。広告物1基につき1枚作成してください。点検報告書には、広告物等の内訳兼手数料算定表の番号を明記してください。※地上4mを超える位置に設置されている広告物についても点検を推奨しています。(市ホームページからダウンロードしてください)
	点検者の資格証書	コピーを添付してください。
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
	道路占用許可書(写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
	承諾書等	広告物の設置場所(土地・建物)が申請者以外の所有または管理に属する場合、⑩欄に記名の上、契約書の写し又は承諾書を添付してください。前回と変更がなくても必要です。
	広告物等の内訳兼手数料算定表	市ホームページからダウンロードできます
	その他の書類	必要な場合、参考資料等
広告物の意匠を変更する場合	意匠図	着色したもの
広告物の数(増加)、寸法、位置を変更する場合	配置図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	平面図	壁面広告物については、建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	立面図	壁面広告物については、建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	構造図	壁面広告物については、建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	配線図	広告物自体に電気設備を使用する場合
広告物の数を変更する場合(減少)	現況カラー写真	除却したことがわかるもの
申請者の名称、住所、代表者、もしくは管理者等に変更があった場合	屋外広告物変更届出書	前回の許可時から変更があった場合に提出してください。当該届出に係る許可の申請者が届出者として記名押印してください。(市ホームページからダウンロードできます)
	変更内容がわかる書類	必要な場合、参考資料等
「手数料の納付書」及び「許可書・副本・許可証シール」を郵送で受け取る場合	返信用封筒2枚(切手貼付、宛名記入済のもの)	・納付書用は長形3号(120mm×235mm)の封筒に84円切手 ・許可書・副本・許可証シールの受け取り用はそれらが入る大きさの封筒に重さ相当分の切手を貼ってください。

市ホームページ: https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/siseizyouho/tosi_sumai/1357525341272.html
(和泉市トップページから「屋外広告物」で検索→「屋外広告物の許可」ページ)

3. 注意事項

- ・申請書類は、正・副2部提出してください。(指定様式は、複写またはホームページからダウンロードしてください。)
- ・郵送により申請される場合は、訂正が必要な箇所が生じないよう、事前にFAX等で確認してください。
- ・郵送、窓口どちらで申請する場合にも、「手数料の納付書」及び「許可書・副本・シール」の受け取りを郵送で希望する場合には、それぞれ上記の返信用封筒が必要です。郵送で申請の場合は申請の際に同封してください。
- ・納付書の郵送や金融機関での納付に日数を要したり、不足書類等があれば処理期間が延びますので、申請にあたっては余裕をもってご準備ください。
- ・ご不明な点は、事前に和泉市都市政策室(Tel.0725-99-8140)までお問合せください。

□許可申請の流れ（新規・継続・変更）

